

基安安発 0513 第 5 号
基安労発 0513 第 7 号
令和元年 5 月 13 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
(契印省略)

伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の点検について

平成 31 年 4 月 16 日、青森労働局管内において、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 3 項に基づく特別教育（以下「特別教育」という。）（※）の伐木を伴う実技教育の実施中、受講者が死亡する災害が発生しました。

本件災害については、現在、原因の究明等を行っておりますが、特別教育を行う者により、伐木を伴う実技教育の実施手順書を作成していなかったこと等を背景としたものと考えられる。

そもそも、特別教育は、事業者が危険又は有害な業務に就く労働者に対して、当該業務に関する安全衛生の確保のため、労働安全衛生法令において、事業者に対し実施することが義務付けられており、このような場において、死亡災害が発生したことは、大変遺憾である。

このような災害を繰り返さないため、今般、別紙 1 により特別教育を実施する機関あて、別紙 2 により林業関係団体あて、別紙 3 により労働災害防止団体あて、別紙 4 により農林水産省林野庁担当課あて、伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の点検の実施等による安全衛生の確保について要請をしたところである。

については、上記を了知の上、管内の関係団体等に対して、別添及び別添中の別紙チェックリストを周知する等により、伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の点検について要請するとともに、引き続き、管内において、伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の確保を徹底されたい。

（※）労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条第 8 号（胸高直径が 70 センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が 20 センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が 20 センチメートル以上であるものの処理の業務（第 6 号の 2 に掲げる業務を除く。）及び第 8 号の 2（チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（前号に掲げる業務を除く。））に定める特別教育。

(添付資料)

- ・別紙1 特別教育を実施する機関あて要請文
- ・別紙2 林業関係団体あて要請文
- ・別紙3 労働災害防止団体あて要請文
- ・別紙4 農林水産省担当課あて要請文

伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の点検に係る留意事項

1 基本的な認識

特別教育は、危険又は有害な業務に就く労働者に対して、当該業務に関する安全衛生の確保のために、法令で事業者が実施することを義務付けられている教育であることから、特別教育を実施する事業者又は機関（以下「事業者等」という。）は、当然法令に則って適切に実施するべきものであること。

また、特別教育は、危険又は有害な業務を対象とするものであることから、一般的に、その実技教育の実施には災害発生リスクが伴うものであり、特に、伐木を伴う実技教育については、伐倒木により労働者が激突される等のリスクが極めて高く、実技教育の実施にあたり万全の安全対策が必要であること。

さらに、事業者等が自主的に、労働安全衛生法令による基準を上回る、より水準の高い安全衛生を確保するために、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日付け基発1207第3号）」や、事業者等が独自に労働安全衛生法令による基準を上回る自主的な規定等による措置を講じることが望ましいこと。

なお、平成31年2月に公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号）」、「安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（平成31年厚生労働省告示第32号）」により、特別教育に係る規定は令和2年8月1日、その他の規定は本年8月1日に施行となることに留意すること。

2 具体的な措置

伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生を確保するために、事業者等は、以下を踏まえ適切に講じること。

(1) 特別教育の実施手順書の作成

事業者等が行う特別教育について、実施手順書を作成し、事業者等内部において周知を徹底すること。

なお、実施手順書については、実技教育を対象として、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づくリスク低減策を検討した上で作成することが望ましいこと。

(2) 特別教育の講師に対する緊急教育の実施

事業者等は、同種災害の再発防止を徹底するため、速やかに、特別教育で講師を務めている者を対象として、受講者の安全衛生を確保することの重要性について改めて啓発を行うとともに、今般の死亡災害の概要、特別教育の実施手順書の内容等について理解をさせること。

(3) 特別教育以外の安全衛生教育の改善

事業者等が行う特別教育以外の安全衛生教育についても、上記2(1)及び2(2)を踏まえ、改善を図ること。

死亡災害の概要

1 発生日時
平成 31 年 4 月 16 日 (火) 午前 10 時 20 分ごろ

2 被災者情報
60 歳代の労働者

3 災害の概要 (詳細については、現在、調査中。)

本災害は、特別教育を実施していた機関 (以下「実施機関」という。) が行う特別教育の実技教育において発生した。なお、実施機関は、災害発生日の前日に、特別教育の学科教育を行っており、本災害は 2 日目に行われた実技教育に発生した。

災害発生日、実施機関は、2 つの班 (班 A、班 B) に分けて、特別教育の実技教育を実施していた。

災害発生の直前において、班 B の講師が立木を伐倒したとき、地面の軟弱な場所に伐倒木が倒れた。班 B の講師は、地面の軟弱な場所では受講者の教育に支障をきたすと判断し、急きょ、当初伐倒を計画していなかった場所で立木を伐倒することとした。

班 B の講師がチェーンソーにより立木を伐倒したとき、当初伐倒を想定していた方向 (受講者のいない場所) と異なる方向 (班 A の受講者が実技教育を行っている場所) に伐倒木が倒れた。

この結果、班 A の受講者である被災者は、伐倒木に激突された。

4 災害の発生原因
現在、調査中。

伐木を伴う実技教育に係る特別教育における 安全衛生の措置状況の点検のためのチェックリスト

伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生を確保するために、特別教育を実施する事業者又は機関(以下「事業者等」という。)では、以下の事項について適切に措置を講じる必要があります。

点検日	
点検者	
改善確認日	
改善確認者	

1 特別教育の実施手順書の作成

- 事業者等が行う特別教育について、実施手順書を作成すること。
- 実施手順書については、実技教育を対象として、危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づくリスク低減策を検討した上で作成すること。
- 実施手順書についてを作成し、事業者等内部において周知を徹底すること。

2 特別教育の講師に対する緊急教育の実施

- 事業者等は、自らが講師を養成する研修を行っている場合には、同種災害の再発防止を徹底するため、速やかに、特別教育で講師を務めている者を対象として、受講者の安全衛生を確保することの重要性について改めて啓発を行うとともに、今般の死亡災害の概要、特別教育の実施手順書の内容等について理解をさせること。

3 特別教育以外の安全衛生教育の改善

- 事業者等が行う特別教育以外の安全衛生教育についても、上記1及び2を踏まえ、改善を図ること。

基安安発 0513 第1号
基安労発 0513 第3号
令和元年5月13日

特別教育を実施する機関の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
労働衛生課長
(契印省略)

伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の点検について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成31年4月16日、青森県内において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に基づく特別教育（以下「特別教育」という。）（※）の伐木を伴う実技教育の実施中、受講者が死亡する災害が発生しました。

本件災害については、現在、原因の究明等を行っておりますが、特別教育を行う者により、伐木を伴う実技教育の実施手順書を作成していなかったこと等を背景としたものと考えられます。

そもそも、特別教育は、事業者が危険又は有害な業務に就く労働者に対して、当該業務に関する安全衛生の確保のため、労働安全衛生法令において、事業者に対し実施することが義務付けられておりますが、このような場において、死亡災害が発生したことは、大変遺憾です。

このような災害を繰り返さないため、貴機関におかれましては、別添に御留意の上、別添中の別紙チェックリストを活用するなどにより、伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の措置状況について点検され、必要な措置を講じていただきますよう宜しくお願いいたします。

（※）労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（特別教育を必要とする業務）

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

一 ～ 七の二 （略）

八 胸高直径が七十センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が二十センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が二十センチメートル以上であるものの処理の業務（第六号の二に掲げる業務を除く。）

八の二 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（前号に掲げる業務を除く。）

九 ～ 四十一 （略）

（注）別記の添付略

基安安発 0513 第2号
基安労発 0513 第4号
令和元年5月13日

林業関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
(契印省略)

伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の点検について (要請)

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成31年4月16日、青森県内において、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に基づく特別教育(以下「特別教育」という。)(※)の伐木を伴う実技教育の実施中、受講者が死亡する災害が発生しました。

本件災害については、現在、原因の究明等を行っておりますが、特別教育を実施した機関において、伐木を伴う実技教育の実施手順書を作成していなかったこと等を背景としたものと考えられます。

そもそも、特別教育は、事業者が危険又は有害な業務に就く労働者に対して、当該業務に関する安全衛生の確保のため、労働安全衛生法令において、事業者に対し実施することが義務付けられておりますが、このような場において、死亡災害が発生したことは、大変遺憾です。

このような災害を繰り返さないため、今般、伐木を伴う実技教育に係る特別教育を実施する機関に対して、別添により、伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の措置状況について点検等を行うよう要請したところ、貴団体におかれましては、別添を御了知いただくとともに、別添中の別紙チェックリストを活用するなどにより、貴団体が実施する、実技教育を伴う特別教育における安全衛生を確保するために必要な措置を講じ、さらには、貴団体の傘下の事業者等に対して御周知をいただきますよう宜しくお願いいたします。

(※)労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第36条第8号(胸高直径が70センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が20センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20センチメートル以上であるものの処理の業務(第6号の2に掲げる業務を除く。))及び第8号の2(チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(前号に掲げる業務を除く。))に定める特別教育。

(注)別記の添付略

基安安発 0513 第3号
基安労発 0513 第5号
令和元年5月13日

労働災害防止団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

労 働 衛 生 課 長

(契印省略)

実技教育を伴う特別教育における安全衛生の点検について (要請)

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成31年4月16日、青森県内において、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に基づく特別教育(以下「特別教育」という。)(※)の伐木を伴う実技教育の実施中、受講者が死亡する災害が発生しました。

本件災害については、現在、原因の究明等を行っておりますが、特別教育を実施した機関において、伐木を伴う実技教育の実施手順書を作成していなかったこと等を背景としたものと考えられます。

そもそも、特別教育は、事業者が危険又は有害な業務に就く労働者に対して、当該業務に関する安全衛生の確保のため、労働安全衛生法令において、事業者に対し実施することが義務付けられておりますが、このような場において、死亡災害が発生したことは、大変遺憾です。

このような災害を繰り返さないため、今般、伐木を伴う実技教育に係る特別教育を実施する機関に対して、別添により、伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の措置状況について点検等を行うよう要請したところ、貴団体におかれましては、別添を御了知いただくとともに、別添中の別紙チェックリストを活用するなどにより、貴団体が実施する、実技教育を伴う特別教育における安全衛生を確保するために必要な措置を講じていただきますよう宜しくお願いいたします。

(※)労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第36条第8号(胸高直径が70センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が20センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20センチメートル以上であるものの処理の業務(第6号の2に掲げる業務を除く。))及び第8号の2(チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(前号に掲げる業務を除く。))に定める特別教育。

(注)別記の添付略

基安安発 0513 第 4 号
基安労発 0513 第 6 号
令和元年 5 月 13 日

農林水産省生産局技術普及課長 殿
農林水産省林野庁林政部経営課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
(契印省略)

伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の点検について (要請)

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 31 年 4 月 16 日、青森県内において、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 第 59 条第 3 項に基づく特別教育 (以下「特別教育」という。)(※) の伐木を伴う実技教育の実施中、受講者が死亡する災害が発生しました。

本件災害については、現在、原因の究明等を行っておりますが、特別教育を行う者により、伐木を伴う実技教育の実施手順書を作成していなかったこと等を背景としたものと考えられます。

そもそも、特別教育は、事業者が危険又は有害な業務に就く労働者に対して、当該業務に関する安全衛生の確保のため、労働安全衛生法令において、事業者に対し実施することが義務付けられておりますが、このような場において、死亡災害が発生したことは、大変遺憾です。

このような災害を繰り返さないため、今般、伐木を伴う実技教育に係る特別教育を実施する機関に対して、別添により、伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の措置状況について点検等を行うよう要請したところ、貴省におかれましては御了知をいただくとともに、貴省内、地方公共団体並びに関係団体及びその傘下の事業者等に対して、別添及び別添中の別紙チェックリストを周知するなどにより、事業者等が行う実技教育を伴う特別教育における安全衛生を確保するために必要な措置を講じていただくよう宜しくお願いいたします。

(※) 労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号) 第 36 条第 8 号 (胸高直径が 70 センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が 20 センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が 20 センチメートル以上であるものの処理の業務 (第 6 号の 2 に掲げる業務を除く。)) 及び第 8 号の 2 (チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務 (前号に掲げる業務を除く。)) に定める特別教育。